

4 障害特別支給金（福祉事業）「業規第29条の6」

障害特別支給金は、障害補償の受給権者に対し、次の表に掲げる額が一時金として支給されます。

障害等級	支給額	障害等級	支給額
第1級	342万円	第8級	65万円
第2級	320万円	第9級	50万円
第3級	300万円	第10級	39万円
第4級	264万円	第11級	29万円
第5級	225万円	第12級	20万円
第6級	192万円	第13級	14万円
第7級	159万円	第14級	8万円

申請手続

障害補償の請求 148ページ と同じです（用紙が兼用になっています。）。

5 障害特別援護金（福祉事業）「業規第29条の8」

障害特別援護金は、障害補償の受給権者に対し、次の表に掲げる額が一時金として支給されます。

障害等級	支給額		障害等級	支給額	
	公務災害	通勤災害		公務災害	通勤災害
第1級	1,540万円	975万円	第8級	320万円	195万円
第2級	1,500万円	940万円	第9級	250万円	155万円
第3級	1,460万円	905万円	第10級	195万円	120万円
第4級	875万円	550万円	第11級	145万円	90万円
第5級	745万円	470万円	第12級	105万円	65万円
第6級	615万円	390万円	第13級	75万円	45万円
第7級	485万円	310万円	第14級	45万円	30万円

申請手続

障害補償の請求 148ページ と同じです（用紙が兼用になっています。）。

6 障害特別給付金（福祉事業）「業規第29条の11」

障害特別給付金は、障害補償年金の受給権者に対し年金、障害補償一時金の受給権者に対し一時金として、それぞれ当該障害補償年金又は障害補償一時金の額に100分の20を乗じて得た額が支給されます。

ただし、その額は、150万円にそれぞれ次の表に掲げる率を乗じて得た額を超えないものとされています。

種別	障害等級	率
年 金	第 1 級	365分の313
	第 2 級	" 277
	第 3 級	" 245
	第 4 級	" 213
	第 5 級	" 184
	第 6 級	" 156
	第 7 級	" 131

種別	障害等級	率
一 金	第 8 級	365分の503
	第 9 級	" 391
	第 10 級	" 302
	第 11 級	" 223
	第 12 級	" 156
	第 13 級	" 101
	第 14 級	" 56

申請手続

障害補償の請求 148ページ と同じです（用紙が兼用になっています。）。

7 障害差額特別給付金（福祉事業） 「業規第29条の14」

障害差額特別給付金は、次に掲げる遺族に支給されます。その支給順位については、障害補償年金差額一時金と同じです。

ア 障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなった遺族

イ 障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金の支給を受けたため障害補償年金差額一時金を受ける権利を有しないこととなった者で、当該障害補償年金の受給権者にその障害補償年金前払一時金が支給されなかったものとした場合に障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなる遺族

(1) 障害差額特別給付金の額は、次のとおりです。

障害補償年金差額一時金に係る障害等級に応じ、次の表に掲げる額に100分の20を乗じて得た額（150万円に障害等級に応じ、次の表に掲げる数を365で除して得た数を乗じて得られた額を超えるときは、当該得られた額）から、既に支給された障害特別給付金の合計額を差し引いた額となります。

障害等級	額
第 1 級	平均給与額 187ページ に 1,340を乗じて得た額
第 2 級	" 1,190 "
第 3 級	" 1,050 "
第 4 級	" 920 "
第 5 級	" 790 "
第 6 級	" 670 "
第 7 級	" 560 "

$$\text{支給額} = \text{上記により算定した額} - \text{既に支給された額} \times \text{再評価率}$$

(2) 申請手続

障害補償年金差額一時金の請求 151ページ と同じです（用紙が兼用になっています。）。

8 外科後処置（福祉事業） 「業規第27条」

外科後処置は、障害等級表 144ページ に定める程度の障害が存する者が、次の処置を必要とするときに行われ、その範囲は療養補償の範囲 114ページ と同じです。

ア 義肢装着のための断端部の再手術

イ 義眼の装かん

ウ 局部神経症状の軽減のための処置

エ 醜状軽減のための処置（ただし、医療効果の期待される醜状軽減のための処置は、原則として療養補償として行うものとされています。）

申請手続

「福祉事業（外科後処置・アフターケア）申請書」 306 ページ に外科後処置の実施を必要と認める旨の医師等の証明書を添付し、所属・任命権者を經由して基金支部に提出してください。

10 リハビリテーション（福祉事業） 「業規第27条の3」

リハビリテーションは、障害等級表 144ページ に定める程度の障害が存する者のうち、社会復帰のために身体的機能の回復等の措置が必要であると認められるものに対して行われます。その範囲は、機能訓練、職業訓練その他相当であると認められる訓練とされています。

申請手続

「福祉事業（リハビリテーション）申請書」にリハビリテーションの実施を必要と認める旨の医師等の証明書を添付し、所属・任命権者を經由して基金支部に提出してください。

11 補 装 具 （ 福 祉 事 業 ） 「業規第 27 条の 2」

補装具の支給は、障害等級表 144 ページ に定める程度の障害が存する者に次に掲げる補装具を支給します。

(1) 補装具名等

義肢、装具、義眼、眼鏡、補聴器、人工こう頭、車いす、収尿器、歩行補助つえ、盲人安全つえ、点字器、電動車いす、歩行車、浣腸器付排便剤、じょくそう予防用敷ふとん、介助用リフター、フローテーションパッド（車いす用・電動車いす用）、ギャッチベッド、かつら、ストマ用装具、座位保持装置、その他必要と認める補装具

(2) 支給、修理又は再支給の最高価格

ア 補装具の種目、型式、材質等の区分に応じて原則として厚生省基準（身体障害者福祉法に基づく「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」）の額の100分の103（課税物品については100分の105）に相当する額とする。

イ 上記(1)に掲げられていないものの支給等を行う場合は、労働省基準（労働者災害補償保険法第23条に基づく「労働福祉事業実施要綱（昭和56年基発第69号労働省労働基準局長通達）」別表）の額の100分の103に相当する額の範囲内で行う。

ウ ただし、義眼、車いす及び歩行補助つえの支給又は再支給及びかつらの支給等については、厚生省基準の額又は労働省基準の額の100分の103に相当する額に満たない場合は理事長が定めた額の100分の103に相当する額の範囲内で行う。

エ かつらについては、支給、再支給の場合は30万円以内、修理の場合は10万円以内とする。

療養中、医師が治療上必要と認めた補装具等（松葉づえ、コルセットなど）については、福祉事業ではなく、前記の基準に準じ、療養補償の対象になります。

申請手続

「福祉事業（補装具）申請書」 312 ページ に補装具に要する金額を予定できる場合は、その見積書を添付し、所属・任命権者を經由して基金支部に提出してください。

12 ア フ タ ー ケ ア （ 福 祉 事 業 ） 「業規第 27 条の 5」

アフターケアは、障害補償の受給権者で、次のいずれか一つに該当するときに支給されます。

ア 外傷による脳の器質的損傷を受けた者、頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群、一酸化炭素中毒症、腰痛又は減圧症を有する者で、障害等級表 144 ページ に定める程度の障害が存する者

イ せき髄を損傷した者のうち、障害等級表 144 ページ に定める程度の障害が存する者（同表第4級以下の等級に該当する者にあつては医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）

ウ 尿道狭さを有する者で障害等級表 144 ページ に定める程度の障害が存する者

エ 白内障等の眼疾患を有する者（障害等級表 144 ページ に定める程度の障害が存する者以外の者にあつては、医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）

オ 慢性のウイルス肝炎となった者

カ 慢性の化膿性骨髓炎となった者

キ 振動障害を有する者のうち障害等級表 144 ページ に定める程度の障害が存する者

ク 心的外傷後ストレス障害を有する者（大規模な自然災害又は人的災害により被災し治癒した者であつて、医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）

ケ 人工関節又は人工骨頭に置換した者のうち、障害等級表 144ページ に定める程度の障害が存する者

コ 大腿骨頸部を骨折し、又は股関節を脱臼し、若しくは脱臼骨折した者（障害等級表 144ページ に定める程度の障害が存する者以外の者にあつては、医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）

サ 心・血管疾患に罹患した者で障害等級表 144ページ に定める程度の障害が存する者（同表第10級以下の等級に該当する者にあつては医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）

シ 尿路系腫瘍を有する者

ス 熱傷の傷病者で障害等級表 144ページ に定める第12級以上の等級に該当する障害が存する者

セ 脳血管疾患に罹患した者で障害等級表 144ページ に定める程度の障害が存する者（同表第10級以下の等級に該当する者にあつては医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）

ソ 有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒症を除く。）により脳に器質的損傷が生じた者で障害等級表 144ページ に定める程度の障害が存する者（同表第10級以下の等級に該当する者にあつては医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）

タ 外傷により末梢神経を損傷した者で障害等級表 144ページ に定める第12級以上の等級に該当する障害が存する者

(1) 範 囲

アフターケアの支給範囲は、アフターケアの実施上相当と認められるもので、次に掲げるとおりです。

なお、支給基準については、「福祉事業の取扱いについて」（昭和60年11月29日地基金第38号理事長通知）によります。

ア 診 察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療

エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

カ 移 送

(2) 申請手続

「福祉事業（外科後処置・アフターケア）申請書」 306ページ にアフターケアの実施を必要と認める旨の医師等の証明書を添付し、所属・任命権者を經由して基金支部に提出してください。

- 13 奨学援護金（福祉事業）
- 14 就労保育援護金（福祉事業）
- 15 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業（福祉事業）
- 18 長期家族介護者援護金（福祉事業）

傷病補償年金欄 4、5
（134 ～ 135 ページ）
と同じです。

介護補償欄 4、5、6、7
（138 ～ 139 ページ）
と同じです。